

#### 文化財保護のシンボルマーク 両手のひらと日本建築の伝統 的要素である斗(組み物)を イメージしたパターンを3つ 重ねることにより、過去・現 在・未来にわたる永遠の伝承

を表現したものです。





日本の伝統文化を未来へ伝える。

一民俗文化財の保護制度一





#### ◆ 民俗文化財とは

わが国の文化財は、昭和25年に制定された文化財保護法に基づき、保存・活用が図られています。同法律では、建造物や絵画等の有形文化財、演劇・音楽、工芸技術等の無形文化財とともに、民俗文化財が保護の対象となっています。

民俗文化財とは、それぞれの地域に根ざした衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件等、人々が日常生活の中で創造し、継承してきた国民の生活の推移を理解する上で欠くことのできないものです。

## ◆ 国の指定・登録・選択の制度

国は、有形、無形の民俗文化財のうち、特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、その保存と継承を図っています。また、重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財以外の有形・無形の民俗文化財のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」、「登録無形民俗文化財」に登録しています。その他に、重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要のあるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しています。

特に重要なもの

重要有形民俗文化財

重要無形民俗文化財

保存と活用のための措置が特に必要なもの

登録有形民俗文化財

登録無形民俗文化財

重要無形民俗文化財・登録無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の うち特に必要のあるもの

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

## ◆ 民俗文化財の伝承等への支援

重要有形民俗文化財に指定された衣服や器具、家屋等を保護するための管理や修理、保存活用施設の整備等の事業に支援するとともに、重要無形民俗文化財に関する伝承者の養成や用具等の修理・新調、登録有形民俗文化財の台帳整備、登録無形民俗文化財の解説書等の冊子整備等の事業に対し補助しています。

【表紙】 左上: 重要無形民俗文化財「野原八幡宮風流」(熊本県荒尾市)

右上: 重要無形民俗文化財「長良川の鵜飼漁の技術」(岐阜県岐阜市・関市)

下 : 重要無形民俗文化財「高山祭の屋台行事」(岐阜県高山市)

民

俗

文

化

財

# 有形の民俗文化財

日本人の衣・食・住や農耕、漁撈、狩猟等の生産・生業、あるいは、人の一生や信仰、年中行事といった、くらしの中のさまざまな場面で使用されてきた用具類や施設等が、有形の民俗文化財です。日常生活の必要から生み出され、工夫・改良を繰り返しながら伝えられてきた身近な文化財であり、日本人の生活の推移を知る上で不可欠な資料です。これらのうち、特に重要なものを重要有形民俗文化財に指定し、また、国または地方指定以外の有形の民俗文化財のうち保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録有形民俗文化財に登録し、保護を図っています。

#### ●重要有形民俗文化財



清瀬のうちおり:469点 (東京都清瀬市)



白山媛神社奉納船絵馬:52点 (新潟県長岡市)



伊達の蚕種製造及び養蚕・製糸関連用具: 1,344点 (福島県伊達市)



祖谷の蔓橋:1件 (徳島県三好市)

## ●登録有形民俗文化財



京都の郷土人形コレクション:3,845点 (京都府京都市)



七尾の嫁暖簾:103点 (石川県七尾市)

種別	重要有形民俗文化財	登録有形民俗文化財
衣食住に用いられるもの	29	4
生産・生業に用いられるもの	100	39
交通・運輸・通信に用いられるもの	19	0
交易に用いられるもの	1	1
社会生活に用いられるもの	1	0
信仰に用いられるもの	41	1
民俗知識に関して用いられるもの	7	0
民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの	23	5
人の一生に関して用いられるもの	3	1
年中行事に用いられるもの	3	0
合 計	227	51

# ●有形の民俗文化財の保存・活用等への支援

文化財の名称	事項	補助の内容	補助率	
重要有形民俗文化財	伝承基盤整備	重要有形民俗文化財の使用法等の復元・調査 に要する経費について補助する。地方公共団 体又は所有者等を補助事業者とする。		
	管理・修理	重要有形民俗文化財の管理や修理に要する経 費について補助する。所有者又は管理団体を 補助事業者とする。	補助対象経費の1/2	
	防災	重要有形民俗文化財の防災施設の整備に要す る経費について補助する。所有者又は管理団 体を補助事業者とする。		
	保存活用整備(※1)	重要有形民 <mark>俗文化財の保存に必要な施設の設</mark> 置や展示設備の整備等に要する経費について 補助する。所有者又は管理団体を補助事業者 とする。		
登録有形民俗文化財	台帳整備保存箱購入	登録有形民俗文化財の保護に資するための台帳の整備とそれに伴う保存箱の購入等に補助する。所有者又は管理団体を補助事業者とする。		
有形の民俗文化財	調査	有形の民俗文化財の保護に資するための調査 に要する経費について補助する。地方公共団 体等を補助事業者とする。		

※1の事業は、補助事業者の財政規模に基づく事業規模指数に応じて補助率の加算を行うことができる。 ※調査事業については、調査の対象が指定・未指定にかかわらず、補助の対象となる。

F model

# 無形の民俗文化財

四季折々の祭りや年中行事、人の一生の節目に営まれる人生儀礼等の風俗慣習や、神楽や田楽、風流等の民俗芸能、そして、生活や生業に関わる製作技術等の民俗技術が無形の民俗文化財です。これらは、日本の風土の中で生まれ、世代から世代へと繰り返し伝えられてきた無形の伝承です。

これらのうち、特に重要なものを、重要無形民俗文化財に指定し、また、国指定・登録以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要のあるものを記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択し、さらに、国または地方指定以外の無形の民俗文化財のうち保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録無形民俗文化財に登録し、保護を図っています。

#### ●重要無形民俗文化財



京都祇園祭の山鉾行事 (京都府京都市)



男鹿のナマハゲ (秋田県男鹿市)



法多山の田遊び (静岡県袋井市)

### ●記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財



用瀬の流しびな (鳥取県鳥取市)



葉山の花取踊 (高知県津野町)



大山こまの製作技術 (神奈川県伊勢原市)

## ●登録無形民俗文化財



讃岐の醤油醸造技術 (香川県)



土佐節の製造技術 (高知県)



薩南諸島の黒糖製造技術 (鹿児島県)

# ● 無形の民俗文化財の種別と指定件数

令和6年3月現在

分 野	種別	重要無形 民俗文化財	記録作成等の措置を講ず べき無形の民俗文化財	登録無形 民俗文化財
	生産・生業	9	50	0
	人生儀礼	6	15	0
	娯楽・競技	11	15	0
風俗慣習	社会生活(民俗知識)	2	12	0
	年中行事	34	64	0
	祭礼(信仰)	70	111	0
	その他	0	1	0
	小 計	132	268	0
	神楽	40	66	0
	田楽	26	45	0
	風流	43	128	0
日必世紀	語り部・祝福芸	6	8	0
民俗芸能	延年・おこない	7	14	0 1 1
	渡米芸・舞台芸	42	82	0
	その他	18	34	
	小 計	182	-377	0,000
民俗技術	衣・食・住	3	1	0
	生産・生業	/ 16	11	6
	小 計	19	12	- 6
	合計	333	657	6

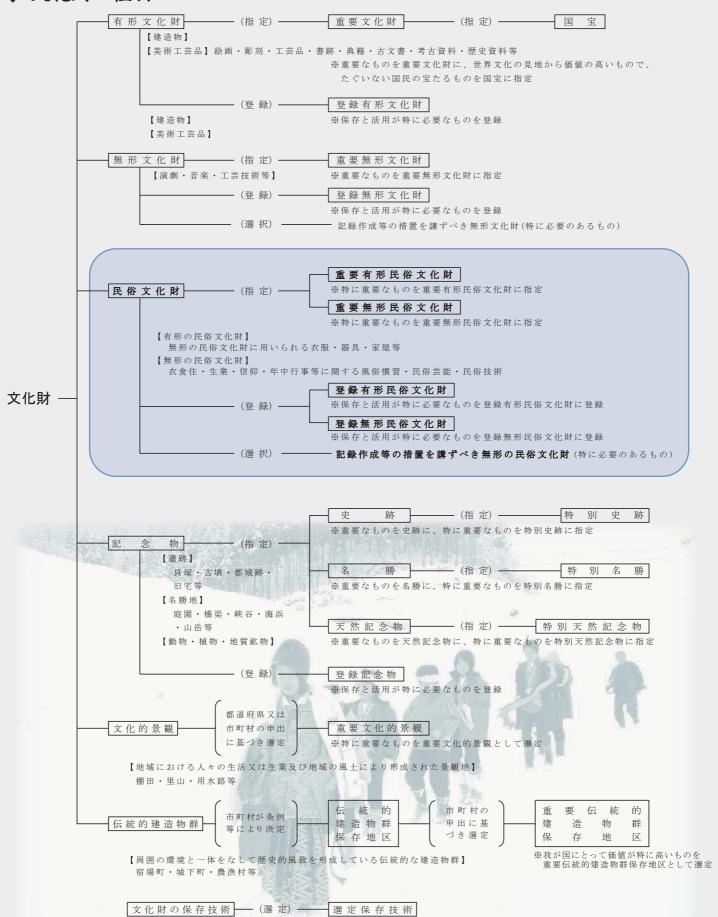
# ● 無形の民俗文化財の伝承・活用等への支援

文化財の名称	事 項	補助の内容	補助率
重要無形民俗文化財	伝承基盤整備 (※ 1)	重要無形民俗文化財の用具の修理・新調、施設の修理・防災、 伝承者の養成、現地公開等に要する経費について補助する。 地方公共団体又は保護団体(保存会等)を補助事業者とする。	
記録作成等の措置を講ず べき無形の民俗文化財	伝承基盤整備 (※ 2)	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の現地公開に要する経費について補助する。地方公共団体又は保護団体(保存会等)を補助事業者とする。	
登録無形民俗文化財	伝承基盤整備	登録無形民俗文化財の解説書等の冊子整備に要する経費について補助する。地方公共団体又は保護団体(保存会等)を補助事業者とする。	補助対象 経費の 1/2
無形の民俗文化財	調査	無形の民俗文化財の保護に資するための調査に要する経費について補助する。地方公共団体等を補助事業者とする。	
	伝 承	無形の民俗文化財の周知事業や伝承教室・講習会等の開催に要する経費について補助する。地方公共団体を補助事業者とする。	
	活 用	無形の民俗文化財の映像記録の製作や写真・採譜資料等による 記録の作成や刊行に要する経費について補助する。地方公共団 体を補助事業者とする。	

※ 1、2の事業のうち、伝承者養成と現地公開は、保護団体等が行う事業に対し、地方公共団体がその経費を補助する事業を原則とする。 ※ 調査、伝承、活用の各事業は、指定、登録、未指定にかかわらず、補助の対象となる。

# 文化財保護の体系

## ◆ 文化財の種別



※保存の措置を講ずる必要があるものを

選定保存技術として選定

埋蔵文化財

【文化財の保存に必要な材料

製作、修理、修復の技術等】

## ◆ 民俗文化財保護の歩み

昭和25年(1950): 文化財保護法の制定

民俗資料の保護対象化

民俗資料を有形文化財の一つに位置 づける。

無形文化財の保護制度の創設

助成の措置を講ずべき無形文化財(神楽・ 行事等を含む)の選定制度を設ける。

昭和29年(1954):

民俗資料に関する保護制度の充実

★ 有形の文化財から民俗資料を独立させ、重要有形民俗資料の指定制度を設ける。 無形の民俗資料の選択制度を設ける。

昭和50年(1975):

民俗文化財の保護制度の創設

文化財の保存技術の保護制度の創設

■ 民俗資料を民俗文化財に改め、重要民俗資料を重要有形民俗文化財とするとともに、 風俗慣習と民俗芸能の重要無形民俗文化財の指定制度を設ける。

平成16年(2004):

民俗文化財の保護範囲の拡大

民俗文化財の定義に民俗技術を追加し、 保護の対象とする。

登録制度の拡充(有形民俗文化財)

→ 有形の民俗文化財に登録制度を導入する。

平成30年(2018):

文化財の保存・活用のための計画制度の創設

文化財の保存と活用にかかる都道府県の大綱、 市町村の地域計画の認定制度を設ける。 保存活用計画の認定制度を設ける。

多様な担い手の参画に向けた体制整備

◆ 文化財保存活用支援団体の指定制度を設ける。 管理責任者制度の選任要件を緩和する。

令和 3 年(2021):

登録制度の創設(無形民俗文化財)

● 無形の民俗文化財に登録制度を設ける。

## ◆ 指定・登録・選択の流れ

毎年 1 回、有識者により構成する文化審議会の「専門調査会」における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が重要有形民俗文化財や重要無形民俗文化財の指定及び登録有形民俗文化財や登録無形民俗文化財の登録を、文化庁長官が記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択を行っています。



官報告示•通知